

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性と公平性の確保し、企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つであると認識しております。このため、経営の監督機能と業務執行機能が、各々有効に機能し、かつ両者のバランスのとれた組織体制を構築することが必要であると考えております。また、タイムリーな情報開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの充実に資するものと考え、決算開示にとどまらず、個別事業の内容の開示を行っております。コンプライアンスについては、コーポレート・ガバナンスの根幹であるとの認識のもと、法令や社内ルールの遵守のみならず、社会倫理や道徳を尊び、社会の一員であることを自覚した企業行動をとることとし、前記述の内容を具体化した行動指針を制定し、当社およびグループ会社従業員がとるべき行動の具体的な基準としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】、【補充原則3-1-2 情報化開示の充実】

当社は、現在のところ議決行使のプラットフォームは利用しておりませんが、今後の株主構成の状況と株主からのご意見を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。また、招集通知の英訳につきましては、外国人株主比率等の推移を勘案し、今後検討してまいります。

【補充原則3-2-1 外部会計監査人】

(1) 外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、監査の実施状況の評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する基準は策定しておりません。今後、関係機関のガイドライン等を参考とし、検討してまいります。

(2) 外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じ、独立性と専門性の状況について確認しており、現外部会計監査人である監査法人元和は、独立性および専門性において問題ないものと考えております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

2015年6月開催の定時株主総会において4名の社外取締役を選任し、うち1名を独立役員といたしました。2016年開催の定時株主総会以降は2名以上の独立役員の選任について検討する予定です。

【充足原則4-8-1 独立社外取締役の有効な活用】、【充足原則4-8-2 筆頭独立社外取締役の決定】

独立社外取締役が複数になった時点で検討いたします。

【充足原則4-10-1 独立社外取締役の適切な関与・助言】

独立社外取締役が複数となった時点で、取締役の指名および報酬等の重要事項を検討する諮問委員会の設置等、有効な関与・助言のあり方について検討いたします。

【充足原則4-11-3 取締役会の実効性評価の結果の概況】

取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社が投資目的以外の目的で保有する株式は、当社グループの業績向上、財務体質の強化という共通の目的における協力関係を築き、グループ事業の強化・拡大をもって中長期的な企業価値向上に資するものであること、および株式保有先企業の企業価値向上に資するものであることを基本方針としております。また、議決権の行使につきましては、当社との安定的協力関係の維持が見込める場合は、原則賛成し、株主価値の毀損等が危惧される場合は、反対いたします。将来的な株式の買い増しや処分につきましては、取締役会に諮りその合理性を検証し、総合的に判断してまいります。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者との利益相反の可能性が認められる取引につきましては、事前に取締役会において審議し、承認を受けることになっており、取引内容に関しましても取締役会において定期的に報告を受け把握するようにしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社は、「開拓者精神」を社是とし、以下の三つを経営の基本方針としています。

- ・独自のノウハウ、技術あるいはビジネスモデルを持つ企業と事業を通じて社会の発展に寄与すること。
- ・独自のノウハウ、技術あるいはビジネスモデルを持つ企業や事業を持ち株会社が適切に支援することで社業を発展させ、株主、顧客、従業員などステークホルダーの幸福に貢献すること。
- ・社会の支援と信頼を得るために、法令遵守を推進し公正で透明性のある経営を毅然とした態度によって保ち、企業の社会的責任を果たす。その他、経営戦略、中期経営計画につきましては、当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスの基本方針は、当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の決定方針は、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書にて開示しております。

(4) 取締役会における経営幹部の指名については、候補者の専門性、知見等が当社の経営に資する影響ならびに候補者の略歴等を指名委員会において審議し、取締役会において承認しております。また、執行役員等の選任につきましては同様に取締役会にて承認しています。

(5) 候補者の略歴ならびに選任理由につきましては、株主総会招集通知、コーポレートガバナンス報告書等にて開示しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、取締役会規則により取締役会へ附議すべき事項(法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務の執行に関する事項、前記以外で特に必要と認められる事項)を定めており、それ以外の事項に関しましては、職務分掌および職務権限責任基準の定めるところにより明確にしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を1名選任しております。当社では、経営の質の向上、業務執行や意思決定の迅速化、経営の透明性と公平性の向上を図るため、平成21年6月29日に開催された当社第108回定時株主総会をもって委員会設置会社に移行し、業務の執行を明確に分離いたしました。

取締役会を構成する9名の取締役のうち、社外取締役を4名を選任し、執行を担う代表執行役を2名として、その他の非執行の取締役とすることで、執行体制に対する監督の充実を図り、取締役会の執行体制からの独立性が保たれているものと考えております。また、現状では独立社外取締役1名で問題なく当社の成長と中長期的な企業価値の向上に寄与できているものと考えております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、独立社外取締役等について、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき選定しております。また、株主総会招集通知、コーポレートガバナンス報告書等にも記載しておりますが、独立社外取締役を含めそれぞれの取締役は、その経験、知見等により適任である者を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、取締役の選任にあたり、当社事業への理解、財務・会計または企業法務に関する知見等を有する専門的知識と経験等を考慮し、指名委員会において審議し、取締役会において決定しており、個々の候補者の選定理由につきましては、株主総会招集通知、コーポレートガバナンス報告書等に記載して公開しております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の他の上場会社の兼務状況】

社外取締役の兼務状況は、株主総会招集通知添付書類である事業報告や有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書に記載して公開しております。

【補充原則4－11－3 取締役会の実効性確保のための前提条件】
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりです。

【補充原則4－14－2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役を選任する際、経験・見識等を考慮しその役割・責務を果たし得る者を選任しており、特段のトレーニングは行っておりませんが、取締役がその機能を十分に果たすことを可能とするため状況に応じて必要な情報提供を行っております。

【原則5－1 株主との建設的対話に関する方針】
当社は、IR担当役員を選定するとともに、IR担当部門が中心となってIR活動に必要な情報収集と公表に関する取りまとめを行い、株主からの対話の申込みに対応しております。当社は、株主からの対話の申込みは、経営改善や新しい課題認識等に繋がるものと考え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものとして積極的かつ迅速に対応し、経営者や関連部署へ適宜フィードバックしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明日香野ホールディングス株式会社	16,273	33.04
A.P.F.ホールディングス株式会社	6,018	12.22
CREDIT SUISSE AG ZURICH S/A RESIDENT TOKYO	1,000	2.03
小 川 隆 弘	470	0.95
日本証券金融株式会社	426	0.87
小 川 進	235	0.48
此 下 竜 矢	217	0.44
西 喜 久 男	170	0.35
和 辻 潤 治	169	0.34
清 水 省 三	159	0.32

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
戸谷雅美	他の会社の出身者											
増田辰弘	他の会社の出身者											
西村克己	他の会社の出身者											
久間章生	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
戸谷雅美		○		○	——	長年に渡る弁護士としての法務に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任しております。また、当社と戸谷雅氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当せず、独立性を有しております。
増田辰弘		○	○		——	労働福祉における見識に加え、長年に渡る大学での経営学に関する幅広い知識・経験ならびにASEAN地域における日系企業の事業展開に係る知見を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任しております。
西村克己	○		○		——	企業の生産システムにおける見識に加え、長年に渡る工業大学での教授としての幅広い知識・経験を有してあられることから、社外取締役として適任であり、選任しております。
久間章生	○		○		——	長年の国会議員として国政において培われた豊富な経験に基づく高度な見識から、社外取締役として適任であり、選任しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	1	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査委員会	3	0	0	3	社外取締役
-------	---	---	---	---	-------

【執行役関係】

執行役の人数	5名
--------	----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
此下竜矢	あり	あり	×	○	なし
重田 衛	あり	あり	○	×	なし
渡邊 正	なし	あり	×	×	なし
庄司友彦	なし	あり	×	×	なし
田代宗雄	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社では、業務運営の適正性と効率性を推進することを目的として、専任の内部監査室責任者（1名）及び当該責任者により選出された内部統制委員会を編成し、主に会社の組織、制度及び業務の経営方針及び諸規程、諸規則等への準拠性に係る内部監査を行っております。効果的な内部監査の実施のため、必要に応じて監査委員会及び公認会計士との調整を行っております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当監査委員会は3名の委員（社外取締役3名）で組織しております。監査委員長の西村克己氏は、企業の生産システムにおける見識に加え、長年に渡る工業大学での教授としての幅広い知識・経験を有しており、相当程度の知見を有しているものと考えております。また、監査委員会は内部監査室責任者と連携し、当社およびグループ会社の内部統制システムの整備・運用状況等の監査を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社取締役に対する報酬と当社の業績や株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

経営計画の業績目標の達成し、企業価値の増大を図るために、当社の従業員及び当社子会社の取締役並びに当社子会社の従業員（以下グループ従業員という。）が経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起すること並びに、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することで、中長期的に継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的としています。

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	全員個別開示

該当項目に関する補足説明

当社の取締役9名に支払った報酬は32,742千円（うち社外取締役4名9,033千円）であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

当社では社内取締役および社外取締役を補佐する取締役会秘書室を設置しております。社外取締役へは取締役会の事前資料の配布および事前説明を開催の都度、行なっております。また、情報伝達の方法としましては、電子送信や郵便にて伝達をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、経営の質の向上、業務執行や意思決定の迅速化、経営の透明性と公平性の向上を図るため、平成21年6月29日に開催された当社第108回定時株主総会をもって委員会設置会社に移行し、業務の執行を明確に分離いたしました。

取締役会を構成する9名の取締役のうち、社外取締役を4名を選任し会社法の規定に基づき指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置しております。指名委員会は3名の委員（社外取締役2名）、監査委員会は3名の委員（社外取締役3名）、報酬委員会は3名の委員（社外取締役2名）で組織しております。業務執行については、取締役会から執行役に対し業務の決定権限を大幅に委譲し、意思決定の迅速化を図っております。また、執行役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するために、執行役全員で構成する執行役会を組織し、全体的に影響を及ぼす一定の重要事項については、執行役会で審議を行ったうえで、決定することとしております。

最高経営責任者は、経営執行の統括を行うとともに、取引金融機関や重要な取引先との交渉を自ら率先して当たる事で、適切で迅速な経営決断を行い、経営の危機管理を強化しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の質の向上、業務執行や意思決定の迅速化、経営の透明性と公平性の向上を図るため、委員会設置会社に移行し、業務の執行を明確に分離いたしました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の前に株主総会を設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報及び決算情報以外の適時開示資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

執行役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するために、執行役全員で構成する執行役会を組織し、全体的に影響を及ぼす一定の重要事項については、執行役会で審議を行ったうえで、決定することとしております。

コンプライアンスの推進については、「業務分掌規程」並びに「個別職務権限表」に基づき、役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう指導し、実践いたします。

当社及びグループ会社の従業員等が、業務における法令等に対する違反行為に係る事実を発見したときに、その事実を不利益を受けることなく専用窓口を通じて報告することができるよう、「コンプライアンス通報制度」を設けております。これにより、違反行為の早期発見および是正を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

整備の方向で検討しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項